

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当たる翌日)  
（当たるの日には、  
休きがと日）

公布された条例のあらまし

◇鳥取県林業試験場手数料等徴収条例  
一 趣旨（第一条関係）

この条例は、鳥取県林業試験場（以下「試験場」という。）における手数料を、試験場の機械器具の利用については使用料を徴収することとした。

及び使用料（以下「手数料等」という。）の徴収に関し必要な事項を定めるものとすることとした。

目 次

◇条 例 鳥取県林業試験場手数料等徴収条例（林務課）

職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例（職員課）

鳥取県部設置条例の一部を改正する条例（ク）

鳥取県職員定数条例の一部を改正する条例（ク）

鳥取県議会議員及び鳥取県知事の選舉における選挙運動用自動車の使用等についての県費負担に関する条例の一部を改正する条例（市町村振興課）

鳥取県當鳥取空港の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（交通政策課）

鳥取県特別医療費助成条例の一部を改正する条例（障害福祉課）

ふぐの取扱等に関する条例の一部を改正する条例（生活衛生課）

警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例（警務課）

鳥取県警察職員定員条例の一部を改正する条例（ク）

保健所、食肉衛生検査所及び衛生研究所の使用料及び手数料の徴収に関する条例等の一部を改正する条例（総務課）

区	分	金額（一件）
一 強度試験		
1 曲げ試験、引張試験又は圧縮試験		一、〇七〇円
2 壁状構造物試験		九、八四〇円
二 実大強度試験		
1 曲げ試験又は圧縮試験		四、二二〇円
2 引張試験		九、八四〇円
三 接着強度試験		一、〇七〇円
四 環境試験		一、〇七〇円
五 物性試験		一、〇五〇円
磨耗試験		九三〇円

## 2 証明書交付手数料

各種証明書 一通につき 四一〇円

## 3 機械器具使用料

設備の価格等を勘案して知事が別に定める額

## 4 手数料等の減免 (第四条関係)

知事は、特別の理由があると認めた場合は、手数料等を減額し、又は免除することができるとした。

## 5 既納の手数料等 (第五条関係)

既に納付した手数料等は、還付しないこととした。ただし、知事が特に必要と認めた場合は、この限りでないこととした。

## 6 規則への委任 (第六条関係)

この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定めることとした。

## 7 施行期日

この条例は、平成八年四月一日から施行することとした。

## ◇職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例

一 特別急行列車を運行する線路による片道九十キロメートル以上百キロメートル未満の旅行で人事委員会が定めるものについては、当分の間、急行料金を支給するものとした。

二 この条例は、平成八年四月一日から施行することとした。

## ◇鳥取県部設置条例の一部を改正する条例

一 工事の検査に関する事項を土木部(現行 総務部)の所掌事務とすることとした。

二 この条例は、平成八年四月一日から施行することとした。

## ◇鳥取県職員定数条例の一部を改正する条例

一 県費負担教職員の定数を四千三百七十一人(現行 四千三百五十一人)に改めることとした。

二 この条例は、平成八年四月一日から施行することとした。

## ◇鳥取県議会議員及び鳥取県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等についての県費負担に関する条例の一部を改正する条例

一 自動車の使用に関する基準額の改定

1 候補者一人当たりの上限額を一日当たり五万七千八百円(現行 五万五千五百円)に引き上げることとした。(第三条関係)

2 一般乗用旅客自動車運送事業者との契約の場合の基準額を一日当たり五万七千八百円(現行 五万五千五百円)に引き上げることとした。(第五条第一号関係)

3 一般乗用旅客自動車運送事業者との契約以外の契約の場合の基準額を、自動車の借り入れ契約の場合にあっては一日当たり一万五千円(現行 一万三千三百九十円)に、運転手の雇用に関する契約の場合にあっては一日当たり一万五千一百円(現行 一万円)に引き上げることとした。(第五条第一号関係)

二 ポスター作成に関する基準額(単価)の改定

1 当該選挙区のポスター掲示場数が五百以下の場合の基準額を四百八十九円五十銭(現行 四百六十二円八十八銭)に当該ポスター掲示場数を乗じて得た金額に二十七万二千四百三十五円(現行 二十五万七千五百円)を加えた金額を当該ポスター掲示場数で除して得た金額に引き上げることとした。

## (第九条第一号関係)

2 当該選挙区のポスター掲示場数が五百を超える場合の基準額を二十五円六十四銭(現行 二十四円二十五銭)にその五百を超える数を乗じて得た金額

に五十一万七千八十五円(現行 四十八万八千九百四十円)を加えた金額を当該ポスター掲示場数で除して得た金額に引き上げることとした。(第九条第一号関係)

## 三 施行期日等

この条例は、平成八年四月一日から施行し、同日以後その期日を告示される

選挙から適用することとした。

## ◇鳥取県営鳥取空港の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

一 県営鳥取空港内の建物その他の施設に係る使用料の額を次のとおり定めるここととした。(別表第二関係)

## 1 空港ターミナルとしての利用

区	分	単位	金額
特別待合室	到着時	全室一時間につき	五、一五〇円
航空機への乗降に係る施設	出発時	二分の一室一時間につき	三、〇九〇円
		一時間につき	一〇、四〇〇円
			一二、六〇〇円

## 2 國際交流のための利用(空港ターミナルとしての利用を除く。)

区	分	単位	金額
特別待合室	全室一時間につき	二、五八〇円	
セントラープラザ	二分の一室一時間につき	一、五五〇円	
国際交流センター	使用面積一平方メートル一時間につき	一〇円	
	使用面積一平方メートル一月につき	一、三一〇円	

## 3 その他の利用

区	分	単位	金額
特別待合室	全室一時間につき	五、一五〇円	
	二分の一室一時間につき	三、〇九〇円	
その他の施設	使用面積一平方メートル一時間につき	一、三一〇円	
	一〇円		

## 二 この条例は、平成八年四月一日から施行することとした。

## ◇鳥取県特別医療費助成条例の一部を改正する条例

一 知事は、市町村が精神障害者保健福祉手帳に精神障害の程度が一級である者として記載されている者で規則で定めるもの(病院等に入院している者で老人保健法の規定による医療を受けるものを除く。)の医療費のうち被保険者等が負担することとなる費用で次に掲げるものについて助成するときは、その助成に要する経費について補助金を交付することとした。(第二条、第三条第一項、別表関係)

- 1 病院等に入院している場合 入院時の食事療養に係る費用以外の費用
- 2 病院等に通院している場合 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に規定する精神障害の医療に要する費用

二 一の1の費用に対する助成に要する経費の算定に当たっては、一の1の費用の額から老人保健法の規定の例により算定した一部負担金の額に相当する額を控除することとした。(第三条第二項関係)

## 三 その他所要の規定の整備を行うこととした。

- 四 1 この条例は、平成八年四月一日から施行することとした。
- 2 所要の経過措置を講ずることとした。

## ◇ふぐの取扱等に関する条例の一部を改正する条例

一 ふぐ処理師及びふぐ調理師の免許資格について、精神病者であることを絶対的欠格事由から相対的欠格事由に改めることとした。(第五条、第五条の二、第七条関係)

二 知事は、精神病者に対してふぐ処理師又はふぐ調理師の免許を与えるかどうかの決定及びその免許の取消しをしようとするときは、あらかじめ規則で定める者の意見を聴かなければならないこととした。(第五条の二、第七条関係)

三 ふぐ処理師試験等に係る手数料の額を次のとおり引き上げることとした。

(第十一條関係)

区	分	金額	
		現行	改正後
ふぐ処理師又はふぐ調理師試験手数料	八千九百四十円	八千九百七十円	
ふぐ処理師又はふぐ調理師免許手数料	二千百六十円	二千三百七十円	
ふぐ取扱業又はふぐ調理業認証手数料	千八百円	千九百八十円	
ふぐ処理師又はふぐ調理師免許証再交付手数料	八百円	八百八十円	
ふぐ処理師又はふぐ調理業認証書再交付手数料	八百円	八百八十円	
ふぐ取扱業又はふぐ調理業認証書再交付手数料	八百円	八百八十円	
ふぐ取扱業又はふぐ調理業認証書再交付手数料	八百円	八百八十円	

四

この条例は、平成八年四月一日から施行することとした。

## ◇警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

一 警察職員の特殊勤務手当を支給する作業に次の作業を加えることとした。

(第三条、第四条第一項関係)

作業の区分	作業手当の上限額
特殊危険物質危険区域内作業	勤務一日につき 六百四十円
特殊危険物質処理作業	勤務一回につき 四千六百円

二 勤務時間以外の時間において行う特殊危険物質処理作業にあつては、勤務一回について六百二十円を加算することとした。(第四条第二項関係)

三 この条例は、公布の日から施行することとした。

## ◇鳥取県警察職員定員条例の一部を改正する条例

区	分	定員	
		現行	改正後
警 察 官		千百三十人	千百三十人
警 視 部		五十六人	六十人
警 部 補・巡査 部 長		五百九十四人	六百一十二人
巡 査	三百五十六人	三百二十六人	三百二十六人

係)

三 この条例は、平成八年四月一日から施行することとした。

## ◇保健所、食肉衛生検査所及び衛生研究所の使用料及び手数料の徴収に関する条例等の一部を改正する条例

一 使用料及び手数料の額の改定(第一条～第二十七条関係)

次の使用料及び手数料の額を改定することとした。

- 1 保健所、食肉衛生検査所及び衛生研究所における試験等に係る使用料及び手数料
- 2 県立境港通勤寮並びに県立岩井長者寮及び福原荘の使用料並びに県立皆生小児療育センター及び県立鳥取療育園における使用料及び手数料
- 3 軍歴証明に係る手数料
- 4 県立保育専門学院の入学選抜手数料及び入学料
- 5 県立歯科衛生専門学校の入学選抜手数料及び入学料
- 6 県立看護婦等養成施設の入学料及び入学選抜手数料

7	県立健康増進センターの健康診断等に係る使用料
8	県立精神保健福祉センターの診断書等の交付に係る手数料
9	魚介類行商の許可の申請等に係る手数料
10	死亡獣畜取扱場の設置、化製場の設置及び動物の飼養又は収用の許可の申請に係る手数料
11	興行場の営業の許可の申請に係る手数料
12	鳥取県工業試験場において行う分析等に係る手数料
13	鳥取県食品加工研究所において行う分析等に係る手数料
14	鳥取県農業試験場において行う土壤等の分析等に係る手数料
15	家畜人工授精及び家畜受精卵移植に関する講習会の受講に係る手数料
16	漁港施設の占用に係る占用料
17	道路の占用に係る占用料
18	屋外広告物の表示等の許可の申請に係る手数料
19	都市公園の占用等の許可及び有料施設の使用に係る使用料
20	港湾施設の使用に係る使用料
21	県立病院の利用に係る使用料及び手数料
22	県立高等学校の入学料及び入学選抜料並びに県立幼稚園の入園料
23	県立青少年社会教育施設の施設使用料
24	県立生涯学習センターの施設使用料
25	県営社会体育施設の施設使用料
26	県立倉吉体育文化会館の施設使用料
27	自動車等の運転適性検査に係る手数料
二	過料の額の引き上げ（第十六条関係）
	知事の許可を受けないで漁港施設を占用した者等に対する過料の額を五万円（現行一万円）に引き上げることとした。
三	その他の 所要の規定の整備を行うこととした。

条 例

鳥取県林業試験場手数料等徴収条例をここに公布する。

平成八年三月二十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県条例第二号

鳥取県林業試験場手数料等徴収条例

(趣旨)

第一条 この条例は、鳥取県林業試験場（以下「試験場」という。）における手数料及び使用料（以下「手数料等」という。）の徴収に關し必要な事項を定めるものとする。

(手数料等の徴収)

第二条 試験場において行う木材に関する試験又は各種証明書の交付については手数料を、試験場の機械器具の利用については使用料を徴収する。

(手数料等の額)

第三条 手数料等の額は、別表のとおりとする。

四 施行期日等

- この条例は、平成八年四月一日から施行することとした。ただし、二及び二〇については公布の日から起算して二十日を経過した日から、一の二〇については同年五月一日から施行することとした。
- 所要の経過措置を講ずることとした。

## (手数料等の減免)

第四条 知事は、特別の理由があると認めた場合は、手数料等を減額し、又は免除することができる。

## (既納の手数料等)

第五条 既に納付した手数料等は、還付しない。ただし、知事が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

## (規則への委任)

第六条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

## 附 則

この条例は、平成八年四月一日から施行する。

## 別表(第三条関係)

## 一 試験手数料

区	分	金額(一件)
<b>一 強度試験</b>		
1 曲げ試験、引張試験又は圧縮試験		一、〇七〇円
2 壁状構造物試験		九、八四〇円
二 実大強度試験		
1 曲げ試験又は圧縮試験		四、二一〇円
2 引張試験		九、八四〇円
三 接着強度試験		一、〇七〇円
四 環境試験		一、〇七〇円
五 物性試験		一、〇五〇円
1 衝撃試験		九三〇円
2 磨耗試験		

## 鳥取県条例第三号

## 職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例

職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成八年三月二十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

二 証明書交付手数料  
各種証明書 一通につき 四一〇円三 機械器具使用料  
設備の価格等を勘案して知事が別に定める額

平成八年三月二十六日

鳥取県部設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

3 特別急行列車を運行する線路による片道九十キロメートル以上百キロメートル未満

の旅行で人事委員会が定めるものに係る急行料金については、当分の間、第十四条第二項第一号中「百キロメートル」とあるのは「九十キロメートル」として、同号の規定を適用する。

附 則

この条例は、平成八年四月一日から施行する。

**鳥取県条例第四号****鳥取県部設置条例の一部を改正する条例****鳥取県知事 西 尾 邑 次**

鳥取県議会議員及び鳥取県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等についての

県費負担に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

**平成八年三月二十六日****鳥取県知事 西 尾 邑 次**

鳥取県部設置条例（平成六年三月鳥取県条例第五号）の一部を次のように改正する。

第二条中第六号を削り、第七号を第六号とし、第八号から第十号までを一号ずつ繰り上げる。

第八条に次の一号を加える。

**十 工事の検査に関する事項****附 則**

この条例は、平成八年四月一日から施行する。

鳥取県職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成八年三月二十六日

**鳥取県知事 西 尾 邑 次****鳥取県条例第六号**

鳥取県議会議員及び鳥取県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等についての県費負担に関する条例（平成六年三月鳥取県条例第一号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「五万五千五百円」を「五万七千八百円」に改める。

第五条第一号中「五万五千五百円」を「五万七千八百円」に改め、同条第一号イ中「一万三千三百九十九円」を「一万五千円」に改め、同号ハ中「二万円」を「二万一千二百円」に改める。

第九条第一号中「四百六十二円八十八銭」を「四百八十九円五十銭」に、「二十五万七千五百円」を「二十七万二千四百三十五円」に改め、同条第二号中「二十四円二十五銭」を「二十五円六十四銭」に、「四十八万八千九百四十円」を「五十一万七千八百五円」に改める。

**附 則**

1 この条例は、平成八年四月一日から施行する。

2 この条例による改正後の鳥取県議会議員及び鳥取県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等についての県費負担に関する条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後その期日を告示される選挙について適用し、施行日の前

**鳥取県条例第五号**

鳥取県職員定数条例の一部を改正する条例

鳥取県職員定数条例（平成六年三月鳥取県条例第四号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第十一号中「四千三百五十二人」を「四千三百七十一人」に改める。

**附 則**

この条例は、平成八年四月一日から施行する。

日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

鳥取県営鳥取空港の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成八年三月二十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

### 鳥取県条例第七号

鳥取県営鳥取空港の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県営鳥取空港の設置及び管理に関する条例（昭和四十二年七月鳥取県条例第二十  
四号）の一部を次のように改正する。

別表第二を次のように改める。

### 別表第二（第十七条関係）

#### 一 土地

一 平方メートル当たり一年一、二四一円（消費税法（昭和六十三年法律第百八号）

第六条第一項の規定により非課税とされる使用以外の使用にあつては、一、二七八  
円二〇銭）の範囲内において使用の目的、内容、面積等を勘案して知事が定める額

#### 二 建物その他の施設

##### 1 空港ターミナルとしての利用

区	分	単位	金額
特別待合室	全室一時間につき	単位	金額
	二分の一室一時間につき		五、一五〇円
	三分の一室一時間につき		三、〇九〇円
その他の施設	使用面積一平方メートル一月につき		一、三一〇円
	使用面積一平方メートル一時間につき		一〇円

#### 備考

一 使用面積が一平方メートル未満であるときは、又はこの面積に一平方メートル未

満の端数があるときは、一平方メートルとして計算するものとする。

二 使用時間が一時間未満であるとき、又は使用時間に一時間未満の端数があるときは、一時間として計算するものとする。

三 使用料の額が月額で定められているものに係る使用期間が一月未満であるとき、

又はその期間に一月末満の端数があるときは、日割りをもつて計算するものとする。ただし、これにより難い場合は、知事が別に定めるところによるものとする。

四 土地に係る使用期間が一年未満であるとき、又はその期間に一年未満の端数があるときは、次に定めるところにより計算するものとする。

1 電気、水道、ガス事業等のため使用させる場合にあつては、月割りをもつて

計算し、なお、一月末満の端数があるときは、一月として計算する。

2 その他の場合にあつては、日割りをもつて計算する。ただし、これにより難

#### 2 國際交流のための利用（空港ターミナルとしての利用を除く。）

区分	単位	金額
特別待合室	全室一時間につき	二、五八〇円
センター・プラザ	使用面積一平方メートル一時間につき	一、五五〇円
国際交流センター	使用面積一平方メートル一月につき	一〇円
		一、三一〇円

い場合は、知事が別に定めるところによる。

五 暖房又は冷房をしたときは、この表に定める使用料の額に知事が別に定める額が負担することとなる費用（以下「被保険者等負担金」という。）を「被保険者等負担金」に改め、同条第二項中「別表第三号から第五号まで」を「別表第三号に掲げる者の中の病院等に入院しているもの及び同表第四号から第六号まで」に改める。

六 一件の使用料の額が百円未満である場合における当該使用料の額は、百円とするものとする。

#### 附 則

この条例は、平成八年四月一日から施行する。

鳥取県特別医療費助成条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成八年三月二十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

#### 鳥取県条例第八号

鳥取県特別医療費助成条例の一部を改正する条例

鳥取県特別医療費助成条例（昭和四十八年七月鳥取県条例第二十七号）の一部を次のように改正する。

第一条に次の二項を加える。

- 3 この条例において「被保険者等負担金」とは、社会保険各法その他の法令の規定により被保険者等が負担することとなる費用（以下「被保険者等負担金」という。）を「被保険者等負担金」に改め、同条第二項中「別表第三号から第五号まで」を「別表第三号に掲げる者の中の病院等に入院しているもの及び同表第四号から第六号まで」に改める。
- 4 この条例において「病院等」とは、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第四十五条第一項の規定により交付を受けた精神障害者保健福祉手帳に精神障害の程度が一級である者として記載されている者で規則で定めるものとする。

#### 附 則

1 この条例は、平成八年四月一日から施行する。  
 2 この条例の施行の日前に受けた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

ふぐの取扱等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成八年三月二十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

#### 鳥取県条例第九号

ふぐの取扱等に関する条例の一部を改正する条例

ふぐの取扱等に関する条例（昭和三十四年三月鳥取県条例第十二号）の一部を次のように改正する。

平成8年3月26日 火曜日

鳥 取 県 公 報

第五条の見出しを「(絶対的欠格事由)」に改め、同条第一号中「精神病又は」を削り、  
 「若しくは」を「又は」に改め、同条の次に次の二条を加える。  
 (相対的欠格事由)

第五条の二 精神病者に対しては、ふぐ処理師又はふぐ調理師の免許を与えないことが  
 ある。

2 知事は、精神病者に対してふぐ処理師又はふぐ調理師の免許を与えるかどうかを決  
 定しようとするときは、あらかじめ規則で定める者の意見を聽かなければならない。

第七条の見出し中「取消」を「取消し」に改め、同条第一項及び第三項を次のように  
 改める。

2 知事は、ふぐ処理師又はふぐ調理師が次の各号の一に該当するときは、その免許を  
 取り消すことができる。

一 精神病者

二 ふぐ取扱又はふぐ調理業務に関しその責めに帰すべき事由により衛生上重大な事  
 故を発生させたとき。

三 免許証を他人に貸与したとき。

3 第五条の二第二項の規定は、前項第一号に該当する場合の取消しについて準用する。

第十一條第一号中「八千九百四十円」を「八千九百七十円」に改め、同条第二号中  
 「二千六六十円」を「二千三百七円」に改め、同条第三号中「千八百円」を「千九百  
 八十円」に改め、同条第四号から第七号までの規定中「八百円」を「八百八十円」に改  
 める。

この条例は、平成八年四月一日から施行する。

警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成八年三月二十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

#### 附 則

#### 鳥取県条例第十一号

鳥取県警察職員定員条例の一部を改正する条例

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県警察職員定員条例の一部を改正する条例をここに公布する。

鳥取県警察職員定員条例(昭和三十二年三月鳥取県条例第十四号)の一部を次のよう  
 に改正する。

第一条第一項第一号中「千百二十人」を「千百三十人」に、「五十六人」を「六十人」

#### 鳥取県条例第十号

警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例  
 部を次のように改正する。

第三条第一項第十三号の次に次の二号を加える。

十三の二 特殊危険物質危険区域内作業

第三条第一項第十六号の次に次の二号を加える。

十六の二 特殊危険物質処理作業

第四条第一項第四号中「第十三号」を「第十三号の二」に改め、同項第九号中「前条  
 第一项第十六号」の下に「又は第十六号の二」を加え、同条第二項中「又は第十六号」  
 を「、第十六号又は第十六号の二」に改める。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

に、「百十四人」を「百二十二人」に、「五百九十四人」を「六百二十二人」に、「三百五十六人」を「三百二十六人」に改める。

5 平成八年度及び平成九年度に限り、山陰・夢みなと博覧会の推進に関する業務に従事するため鳥取県職員定数条例(平成六年三月鳥取県条例第四号)附則第二項に規定する知事が定める団体に派遣している職員については、第二条第二項の規定にかわらず、警察本部長の承認を得て、同条第一項各号に定める定員の外に置くことができる。

#### 附 則

この条例は、平成八年四月一日から施行する。

保健所、食肉衛生検査所及び衛生研究所の使用料及び手数料の徴収に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成八年三月二十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

#### 鳥取県条例第十二号

保健所、食肉衛生検査所及び衛生研究所の使用料及び手数料の徴収に関する条例等の一部を改正する条例

(保健所、食肉衛生検査所及び衛生研究所の使用料及び手数料の徴収に関する条例の一  
部改正)

第一条 保健所、食肉衛生検査所及び衛生研究所の使用料及び手数料の徴収に関する条例(昭和四十四年三月鳥取県条例第九号)の一部を次のように改正する。  
別表中「一九〇円」を「二〇〇円」に、「一成分につき 一、〇七〇円」を「一成  
分につき 一、〇七〇円」に加算する。

分につき 一、一四〇円」に、「三、三〇〇円」を「三、六三〇円」に、「一測点につ  
き 五一〇円」を「一測点につき 五三〇円」に、「五九〇円」を「六四〇

円」に、「三、四四〇円」を「三、五〇〇円」に、「八、五四〇円」を「九、三一〇円」  
に、「三、八一〇円」を「三、〇九〇円」に、「七三〇円」を「八〇〇円」に、

〔五〕 惡臭物質測定

(1) 比色法によるもの 一成分につき 三、三四〇円  
(2) その他のもの 一成分につき 七、八〇〇円

#### 〔五〕 惡臭物質測定

(1) 排出水測定 一成分につき一〇、七九〇円  
(2) その他のもの 一成分増すごとに二、六六〇円を加算する。

一成分につき 八、六五〇円  
一成分増すごとに二、九九〇円を加算する。

一成分につき 三、六七〇円  
一成分につき 七、八〇〇円

(2) その他のもの  
ア アンモニア  
イ トリメチルアミン

ウ メチルメルカブ  
タン、硫化水素、  
硫化メチル又は二  
硫化メチル

エ プロピオン酸、  
ノルマル酪酸、ノ  
ルマル吉草酸又は  
イソ吉草酸

一成分につき一三、八五〇円  
一成分増すごとに二、〇九〇円を加算する。

一成分につき一七、八三〇円  
一成分増すごとに六、七一〇円を加算する。

オ 酢酸エチル、メ  
チルイソブチルケ  
トン又はイソブタ  
ノンを加算する。

に、

ノール

カ スチレン、トル

エン又はキシレン

キ アセトアルデヒ

ド、プロピオニア

ルデヒド、ノルマ

ルブチルアルデヒ

ド、イソブチルア

ルデヒド、ノルマ

ルバーレルアルデヒ

ド又はイソバーレ

アルデヒド

一成分につき一八、三八〇円  
一成分増すごとに七、一四〇円を加算する。

一成分につき一九、六九〇円  
一成分増すごとに四、一三〇円を加算する。

〇円を加算する。

一成分につき一九、六九〇円

一成分増すごとに四、一三〇円を加算する。

「四、八八〇円」を「五、三六〇円」に、「四、六八〇円」を「五、一四〇円」に、「五、五六〇円」を「六、一一〇円」に、「三六、一五〇円」を「三九、三四〇円」に、「五、二六〇円」を「五、三四〇円」に、「九、二五〇円」を「一一、一六〇円」に、「一、五六〇円」を「一、七一〇円」に、「四、一七〇円」を「四、五一〇円」に、「一、四九〇円」を「一、九八〇円」に、「一三、九五〇円」を「一五、三四〇円」に、「一、七四〇円」を「一、九〇〇円」に、「四、四三〇円」を「四、七七〇円」に、「六、六〇〇円」を「六、七九〇円」に改める。

(鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第二条 鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例（昭和三十九年三月鳥取県条例第十一号）の一部を次のように改正する。

第六条中「一万九千五百円」を「一万九千七百七十円」に改める。

別表第一中「三、九一〇円」を「四、一二〇円」に、「八、〇三〇円」を「八、七五〇円」に改める。

別表第二中「一、七五〇円」を「一、八五〇円」に、「三、三九〇円」を「三、七〇〇円」に改める。

別表第三中「一五九、一〇〇円」を「一六一、九八〇円」に、「二五八、一〇〇円」を「一六〇、九八〇円」に、「一、九〇〇円」を「一、一一〇円」に、「一、一六〇円」を「一、三〇〇円」に、「四、六一〇円」を「五、〇六〇円」に、「一、五八〇円」を「一、八三〇円」に、「一、三六〇円」を「一、三九〇円」に、「五、七一〇円」を「六、二八〇円」に、「六、七六〇円」を「七、四三〇円」に、「三一、三七〇円」を「三四、五四〇円」に、「一、三三〇円」を「一、五五〇円」に、「一一、三四〇円」を「一二、四六〇円」に、「一、四七〇円」を「一、六一〇円」に、「一、三七〇円」を「一、五九〇円」に、「一、四七〇円」を「一、六一〇円」に、「八、三三〇円」を「一、六〇〇円」に、「一、六五〇円」を「一、八一〇円」に、「七、三五〇円」を「八、〇八〇円」に、「三、〇七〇円」を「三、三七〇円」に、「九、二四〇円」を「一〇、一六〇円」に、「三、六八〇円」を「一、九四〇円」に、「八、三三〇円」を「八、七七〇円」に、「一七、六一〇円」を「一九、三七〇円」に、「五、四一〇円」を「五、九五〇円」に、「八一〇円」を「九〇〇円」に、「一一、二九〇円」を「一三、五一〇円」に、

(鳥取県立保育専門学院の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第四条 鳥取県立保育専門学院の設置及び管理に関する条例（昭和三十九年三月鳥取県条例第十六号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「二千四百円」を「二千五百円」に改める。

第五条第二項中「五千二百円」を「五千四百円」に改める。

(鳥取県立歯科衛生専門学校の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第五条 鳥取県立歯科衛生専門学校の設置及び管理に関する条例(昭和三十九年三月鳥取県条例第十五号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「二千四百円」を「二千五百円」に改める。

第六条第一項中「五千二百円」を「五千四百円」に改める。

(鳥取県立看護婦等養成施設の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第六条 鳥取県立看護婦等養成施設の設置及び管理に関する条例(平成七年三月鳥取県条例第四号)の一部を次のように改正する。

別表中「五千二百円」を「五千四百円」に、「二千四百円」を「二千五百円」に改める。

(鳥取県立健康増進センターの設置及び管理に関する条例の一部改正)

第七条 鳥取県立健康増進センターの設置及び管理に関する条例(昭和五十年七月鳥取県条例第二十六号)の一部を次のように改正する。

別表の一中「五七〇円」を「五八〇円」に改め、同表の二中「九〇円」を「一〇〇円」に、「一人一回につき 一七〇円」を「一人一回につき 一九〇円」に、「六一〇円」を「六七〇円」に、「一五〇円」を「一七〇円」に、「三〇〇円」を

(鳥取県工業試験場手数料条例の一部改正)

〔三三〇円〕に、「九一〇円」を「一、〇一〇円」に、「三一〇円」を「二四〇円」に、「三三〇円」を「三五〇円」に、「八〇円」を「九〇円」に、「三三〇円」を「二五〇円」に、「六六〇円」を「七〇〇円」に、「一人一回につき 一七〇円」を「一  
人一時間につき 一八〇円」に、「四六〇円」を「四九〇円」に、「五四〇円」を「五百二十円」に、「五九〇円」に、「一、〇八〇円」を「一、一八〇円」に、「三百円」を「三百二十円」に、「百五十円」を「百七十円」に改め、同表の五中「三、六七〇円」を「三、八九〇円」に、「七、三四〇円」を「七、七九〇円」に改める。

(鳥取県立精神保健福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部改正)

第八条 鳥取県立精神保健福祉センターの設置及び管理に関する条例(平成二年五月鳥取県条例第十四号)の一部を次のように改正する。

別表中「三百六十円」を「四百十円」に改める。

(鳥取県魚介類行商条例の一部改正)

第九条 鳥取県魚介類行商条例(昭和四十年三月鳥取県条例第九号)の一部を次のように改正する。

第八条中「次の各号に」を「次に」に改め、同条第一号中「一千一百七十円」を「一千三百四十円」に改め、同条第二号中「六百五十円」を「七百十円」に改める。

(鳥取県化製場等に関する法律施行条例の一部改正)

第十条 鳥取県化製場等に関する法律施行条例(昭和五十九年七月鳥取県条例第十七号)の一部を次のように改正する。

第八条第一号中「一万六千円」を「一万七千円」に改め、同条第二号中「二万四千円」を「二万五千円」に改め、同条第三号中「八千百円」を「八千四百円」に改める。

(鳥取県興行場法施行条例の一部改正)

第十一条 鳥取県興行場法施行条例(昭和五十九年七月鳥取県条例第十六号)の一部を次のように改正する。

第五条中「一万七千円」を「一万八千円」に、「六千円」を「六千六百円」に改める。

(鳥取県工業試験場手数料条例の一部改正)

第十二条 鳥取県工業試験場手数料条例(昭和三十年三月鳥取県条例第九号)の一部を次のように改正する。

第四条を第五条とし、第三条の次に次の一条を加える。

第四条 既に納付した手数料は、還付しない。ただし、知事が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

別表中「一、〇三〇円」を「一、一三〇円」に、「一、六七〇円」を「一、八七〇円」に、「五、二六〇円」を「五、七四〇円」に、「一件につき 四、〇五〇円」を「一件につき 三、九四〇円」に、「一、〇七〇円」を「一、一七〇円」に、「一、五九〇円」を「一、七四〇円」に、「一成分につき 四、〇五〇円」を「一成分につき 四、四五〇円」に、「一、七五〇円」を「一、九二〇円」に、「三、二

九〇円」を「三、六一〇円」に、「七、六三〇円」を「七、八七〇円」に、「一、一六〇円」を「二、三七〇円」に、「三三〇円」を「三五〇円」に、「一、六〇〇円」を「一、七六〇円」に、「六六〇円」を「七二〇円」に、「一、三三〇円」を「一、四六〇円」に、「八〇〇円」を「八八〇円」に、「四、三八〇円」を「四、八〇〇円」に、「四、五三〇円」を「四、九八〇円」に、「二、八七〇円」を「二、〇五〇円」に、「五六〇円」を「六一〇円」に、
「一、コンピュータグラフィックによるデザイン」一時間につき 二、八一〇円
「二、立体デザイン」一時間につき 二、八一〇円
「三、木材の物性試験」一件につき 三、〇九〇円
「四、家具の繰返耐衝撃性」一件につき 三、〇九〇円
「五、表面劣化促進試験」一件につき 三、〇九〇円
「六、木材の物性試験」一件につき 三、〇九〇円
「七、家具の繰返耐衝撃性」一件につき 三、〇九〇円
「八、表面劣化促進試験」一件につき 三、〇九〇円

(鳥取県食品加工研究所手数料条例の一部改正)

第十三条 鳥取県食品加工研究所手数料条例(昭和三十三年四月鳥取県条例第十号)の一部を次のように改正する。

第三条に次のただし書きを加える。

ただし、知事が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

別表中「一、一一〇〇円」を「一、三一〇円」に、「一、九四〇円」を「三、二三〇円」に、「一、一四〇円」を「一、三五〇円」に、「一、三八〇円」を「一、五一〇円」に、「二、二、〇五〇円」を「二三、二五〇円」に、「二、三一〇円」を「二三、五四〇円」に、「二六、七八〇円」を「二九、四五〇円」に、「六、八二〇円」を「七、五〇〇円」に、「二、八一〇円」を「三、〇九〇円」に、「六、六九〇円」を「七、三〇円」に、「五、六二〇円」を「六、一八〇円」に、「一、三三〇円」を「一、四六〇円」に、「五、三五〇円」を「五、八八〇円」に、「二、〇二〇円」を「三、二二〇円」に、「二、七五〇円」を「三、〇二〇円」に、「三、三四〇円」を「三、六七〇円」に、「二、四一〇円」を「三、六五〇円」に、「二、二七〇円」を「三、四九〇円」に、「二、二六〇円」を「二、四八〇円」に、「三、八五〇円」を「四、二三〇円」に、「三、七八〇円」を「四、二一〇円」に、「三、五二〇円」を「三、九九〇円」に、「六、一三〇円」を「六、七四〇円」に、

に改める。

「一、コンピュータグラフィックによるデザイン」一時間につき 二、八一〇円  
 「二、立体デザイン」一時間につき 二、八一〇円  
 「三、木材の物性試験」一件につき 三、〇九〇円

(鳥取県農業試験場手数料条例の一部改正)

第十四条 鳥取県農業試験場手数料条例(昭和五十年三月鳥取県条例第一号)の一部を次のように改正する。

第三条に次のただし書きを加える。

ただし、知事が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

を

第一種電柱	一、〇〇〇円
第二種電柱	一、六〇〇円
第三種電柱	二、二〇〇円
その他の柱類	七二円

に、

別表中 「電柱 (電柱であるものを除く) 街灯 送電塔	一本につき一年	
	占用面積一平方メートル	八七〇円
	ルにつき一年	六四〇円

に、

第十六条 鳥取県漁港管理条例（昭和三十四年四月鳥取県条例第十六号）の一部を次のように改正する。
第十七条 鳥取県漁港管理条例（昭和三十四年四月鳥取県条例第十六号）の一部を次のように改正する。
第十八条 鳥取県漁港管理条例（昭和三十四年四月鳥取県条例第十六号）の一部を次のように改正する。

第十五条 鳥取県家畜人工授精師講習手数料徴収条例（昭和六十二年三月鳥取県条例第一号）の一部を次のように改正する。
第二条第一号中「一万五千百円」を「一万六千六百円」に改め、同条第二号中「四万四百円」を「四万四千三百円」に、「二万五千三百円」を「二万七千七百円」に改め、同条第三号中「五万四百円」を「五万四千三百円」に改める。
第十六条 鳥取県漁港管理条例（昭和三十四年四月鳥取県条例第十六号）の一部を次のように改正する。
第十七条 鳥取県漁港管理条例（昭和三十四年四月鳥取県条例第十六号）の一部を次のように改正する。
第十八条 鳥取県漁港管理条例（昭和三十四年四月鳥取県条例第十六号）の一部を次のように改正する。

める。

別表中「一、四一〇円」を「一、六四〇円」に、「四、〇一〇円」を「四、四一〇円」に、「一、一四〇円」を「一、三四〇円」に、「五、三五〇円」を「五、八八〇円」に、「一、三三〇円」を「一、四六〇円」に、「一、七二〇円」を「一、九〇〇円」に、「一、七八〇円」を「一、六一〇円」に、「八五〇円」を「九三〇円」に、「三、四八〇円」を「三、八一〇円」に、「一、六〇〇円」を「一、七六〇円」に改める。

(鳥取県家畜人工授精師講習手数料徴収条例の一部改正)

第十五条 鳥取県家畜人工授精師講習手数料徴収条例（昭和六十二年三月鳥取県条例第一号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「一万五千百円」を「一万六千六百円」に改め、同条第二号中「四

万四百円」を「四万四千三百円」に、「二万五千三百円」を「二万七千七百円」に改め、同条第三号中「五万四百円」を「五万四千三百円」に改める。

(鳥取県漁港管理条例の一部改正)

「一三〇円」を「一九〇円」に、「三一〇円」を「四八〇円」に、「六四〇円」を「九五〇円」に、「四、二五〇円」を「四、四〇〇円」に改め、同表の備考第五号中「備考四」を「前号」に改め、同表の備考中同号を第六号とし、第二号から第四号までを一号ずつ繰り下げる。第一号を第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一 第一種電柱とは、電柱のうち三条以下の電線を支持するものを、第二種電柱とは、電柱のうち六条以上の電線を支持するものをいうものとする。

(鳥取県道路占用料徴収条例の一部改正)

第十七条 鳥取県道路占用料徴収条例（昭和二十八年十月鳥取県条例第四十八号）の一部を次のように改正する。

別表中備考以外の部分を次のように改める。

別表（第二条関係）

物	法第三十二条	第一項	第一号	第一号に掲げ る工作	地下電線その他地下に設 ける線類	共架電線その他上空に設 ける線類	長さ一メー トルにつき	年	区		単位	占 用 面 積	市 の 区 域	町 村 の 区 域	金 額	料
									第一種電柱	第二種電柱						
									一、〇〇〇円	一、六〇〇円	一、〇〇〇円	一、〇〇〇円	一、二〇〇円	一、六〇〇円	七七〇円	
									九三〇円	六九〇円	一、五〇〇円	一、一〇〇円	二、二〇〇円	二、二〇〇円	一、六〇〇円	
									七二円	五三円	一、五〇〇円	一、一〇〇円	一、五〇〇円	一、五〇〇円	一、六〇〇円	
									五円	七円	一〇円	一〇円	一、一〇〇円	一、一〇〇円	一、六〇〇円	
									四円							

路上に設ける変圧器		一個につき	七〇〇円	五二〇円
地下に設ける変圧器		占用面積一 ルにつき一	四八〇円	三六〇円
変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所		一個につき	一、四〇〇円	一、一〇〇円
法第三 第一項	十二 第一条のもの	広告塔	表示面積一 平方メートルにつき一	六〇〇円
外径が○・一五メートル未満のもの	外径が○・一メートル未満のもの	その他のもの	占用面積一 平方メートルにつき一	四、四〇〇円
外径が○・一五メートル未満のもの	外径が○・一メートル以上○・一五メートル未満のもの	年	年	一、一〇〇円
長さ一メートルにつき	九五円	七二円	四八円	一、四〇〇円
				一、一〇〇円
				五三円
				三六円
				七一円



において同じ。)を支持するものを、第二種電柱とは、電柱のうち四条又は五条の電線を支持するものを、第三種電柱とは、電柱のうち六条以上の電線を支持するものをいうものとする。

二 第一種電話柱とは、電話柱(電話その他の通信又は放送の用に供する電線を支

持する柱をいい、電柱であるものを除く。以下同じ。)のうち三条以下の電線(当該電話柱を設置する者が設置するものに限る。以下この号において同じ。)

を支持するものを、第二種電話柱とは、電話柱のうち四条又は五条の電線を支持するものを、第三種電話柱とは、電話柱のうち六条以上の電線を支持するものをいうものとする。

三 共架電線とは、電柱又は電話柱を設置する者が当該電柱又は電話柱に設置する電線をいうものとする。

(鳥取県屋外広告物条例の一部改正)

第十八条 鳥取県屋外広告物条例(昭和三十七年七月鳥取県条例第三十一号)の一部を

次のように改正する。

第十条の四第三項中「三千九百円」を「四千四百円」に改める。

別表中「六五〇円」を「七〇〇円」に、「一、三〇〇円」を「一、四〇〇円」に、「一、三五〇円」を「一、四〇〇円」に、「一、七〇〇円」を「一、八〇〇円」に、「一、一〇〇円」を「一、一五〇円」に、「一、二〇〇円」を「一、三〇〇円」に、「一、四〇〇円」を「一、五〇〇円」に、「一、八〇〇円」を「一、〇〇〇円」に改める。

(鳥取県都市公園条例の一部改正)

第十九条 鳥取県都市公園条例(昭和五十四年十月鳥取県条例第三十一号)の一部を次のように改正する。

別表第三中備考以外の部分を次のように改める。

別表第三(第八条関係)

法第五条第 二項の許可	公園施設の設置 公園施設の管理	区		使 用 金 額
		分	単 位	
電柱又は電柱の支線若しくは支柱	送電塔	年	一平方メートルにつき一年	一、五〇〇円
		年	一平方メートルにつき一年	九〇〇円
外径が○・一メートル以上○・一五メートル未満のもの	外径が○・一メートル以上○・一五メートル未満のもの	年	一メートルにつき一年	七五円
外径が○・一五メートル以上○・一五メートル未満のもの	外径が○・一五メートル以上○・一五メートル未満のもの	年	一メートルにつき一年	一一〇円
外径が○・一五メートル以上○・二メートル未満のもの	外径が○・一五メートル以上○・二メートル未満のもの	年	一メートルにつき一年	一五〇円
外径が○・二メートル以上○・四メートル未満のもの	外径が○・二メートル以上○・四メートル未満のもの	年	一メートルにつき一年	三〇〇円
外径が○・四メートル以上一メートル未満のもの	外径が○・四メートル以上一メートル未満のもの	年	一メートルにつき一年	七六〇円

法第六条第  
一項又は第  
三項の許可

第三条第一項又は第二項の許可	物品の販売その他これらに類する催し			標識	集会、展示会その他これらに類する催しのため設けられる仮設工作物	公衆電話所	郵便差出箱	外径が一メートル以上のものハンドホール又はマンホール	一メートルにつき一年
		年	年						
ルにつき一日	ルにつき一日	一人につき一日	一平方メートルにつき一年	一平方メートル	一本につき一日	一平方メートル	一個につき一	三、三七〇円	一、三七〇円
三円	四〇〇円	三円	一、〇五〇円	一、五〇〇円	三円	一、五〇〇円	四六〇円	三、三七〇円	一、三七〇円

別表第四の一の1の表陸上競技場の項から第一補助競技場の項までを次のように改める。

野球場	屋内ピッティング場	一時間につき	八〇円
第一研修室	大会運営室	一時間につき	三八〇円
第二研修室		一時間につき	二二〇円
放送室		一時間につき	一八〇円
スコアボード		一時間につき	三三〇円
アマチュア・スポーツ活動		一時間につき	八九〇円
アマチュア・スポーツ活動以外の活動	目的を以て當利を得る場合	一時間につき	一、一九〇円
アマチュア・スポーツ活動	當利を得ない場合	一時間につき	四、四三〇円
アマチュア・スポーツ活動以外の活動	當利を得る場合	一時間につき	五、九三〇円
アマチュア・スポーツ活動	當利を得ない場合	一時間につき	一、八六〇円
アマチュア・スポーツ活動	當利を得ない場合	一時間につき	一七、七八〇円
アマチュア・スポーツ活動	當利を得ない場合	一時間につき	一三、七二〇円
アマチュア・スポーツ活動	當利を得ない場合	一時間につき	六七〇円
アマチュア・スポーツ活動	當利を得ない場合	一時間につき	八九〇円
アマチュア・スポーツ活動	當利を得ない場合	一時間につき	四、四五〇円

野球場	屋内ピッティング場	一時間につき	八〇円
第一研修室	大会運営室	一時間につき	三八〇円
第二研修室		一時間につき	二二〇円
放送室		一時間につき	一八〇円
スコアボード		一時間につき	三三〇円
アマチュア・スポーツ活動		一時間につき	八九〇円
アマチュア・スポーツ活動以外の活動	目的を以て當利を得る場合	一時間につき	一、一九〇円
アマチュア・スポーツ活動	當利を得ない場合	一時間につき	四、四三〇円
アマチュア・スポーツ活動以外の活動	當利を得る場合	一時間につき	五、九三〇円
アマチュア・スポーツ活動	當利を得ない場合	一時間につき	一、八六〇円
アマチュア・スポーツ活動	當利を得ない場合	一時間につき	一七、七八〇円
アマチュア・スポーツ活動	當利を得ない場合	一時間につき	一三、七二〇円
アマチュア・スポーツ活動	當利を得ない場合	一時間につき	六七〇円
アマチュア・スポーツ活動	當利を得ない場合	一時間につき	八九〇円
アマチュア・スポーツ活動	當利を得ない場合	一時間につき	四、四五〇円

第二十条 鳥取県港湾施設管理条例（昭和三十五年四月鳥取県条例第六号）の一部を次のように改正する。

別表中「二二、〇〇〇円」を「一一、〇〇〇円」に、

「五〇九円」を

「三三九円」を

「四九五円」を

「五八五円」を

「六〇二円」を

「六四〇円」を

「六〇〇円」を

「六〇〇円」を

「六〇〇円」を

「八七〇円」を

「三三〇円」を

「六四〇円」を

「第一種電柱」を

「第二種電柱」を

「第三種電柱」を

「その他柱類」を

「街灯（電柱であるものを除く。）」を

「電柱」を

「一本につき一年」を

「一本につき一年」を

「ルにつき一年」を

別表第四の一の2の表中「六〇円」を「七〇円」に、「六八〇円」を「七五〇円」に、「二、〇六〇円」を「二、一七〇円」に、「三四〇円」を「二、三七〇円」に、「一、〇三〇円」を「一、二三〇円」に、「一、三八〇円」を「一、五一〇円」に、「三、二九〇円」を「三、六〇円」に、「七、九四〇円」を「八、七三〇円」に、「二三、八六〇円」を「二五、一五〇円」に、「一、八五〇円」を「二二、〇四〇円」に、「三〇、七一〇円」を「二三、七九〇円」に、「三六、〇一〇円」を「三九、六一〇円」に、「三一、一四〇円」を「三四、一五〇円」に、「五四、六〇〇円」を「六〇、〇六〇円」に、「九〇円」を「一〇〇円」に、「五三〇円」を「五八〇円」に、「六六〇円」を「七三〇円」に、「四〇〇円」を「五〇〇円」に、「四九〇円」を「六一〇円」に、

「二、一五〇円」を「二、三八〇円」に、「五四〇円」を「五九〇円」に、「三七〇円」を「四一〇円」に、「一、九五〇円」を「二、一三〇円」に、「九八〇円」を「一、〇七〇円」に、「六五〇円」を「七一〇円」に、「四、八三〇円」を「五、三三〇円」に、「一四、四八〇円」を「一五、九八〇円」に、「三〇〇円」を「三三〇円」に改める。

(鳥取県港湾施設管理条例の一部改正)

「六四〇円」を「九五〇円」に、「四、二五〇円」を「四、四〇〇円」に改め、同表の備考第五号中「備考四」を「前号」に改め、同表の備考中同号を第六号とし、第二号から第四号までを一号ずつ繰り下げる、第一号の次に次の一号を加える。

二 第一種電柱とは、電柱のうち三条以下の電線を支持するものを、第二種電柱とは、電

柱のうち六条以上の電線を支持するものをいうものとする。

(鳥取県営病院事業の設置等に関する条例の一部改正)

第二十一条 鳥取県営病院事業の設置等に関する条例（昭和三十九年三月鳥取県条例第十二号）の一部を次のように改める。

別表第一中「(第三条関係)」を「(第五条関係)」に改め、同表の一中「三千八百円」を「四千百円」に、「七千八百円」を「八千五百円」に改め、同表の二中「六万五千円」を「七万円」に、「七万八千円」を「八万五千円」に、「九万一千円」を「十万円」に改め、同表の三中「七千六百円」を「八千円」に、「三千八百円」を「四千円」に改める。

(鳥取県立高等学校授業料等徴収条例の一部改正)

第二十二条 鳥取県立高等学校授業料等徴収条例（昭和六十三年三月鳥取県条例第四号）の一部を次のように改める。

第三条の表中「五、二〇〇円」を「五、四〇〇円」に、「二、〇〇〇円」を「一、一〇〇円」に、「一、九〇〇円」を「一、〇〇〇円」に、「四五〇円」を「四七〇円」に改める。

(鳥取県立青少年社会教育施設の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第二十三条 鳥取県立青少年社会教育施設の設置及び管理に関する条例（昭和五十二年三月鳥取県条例第七号）の一部を次のように改める。

別表の一の表中「二三〇円」を「二六〇円」に、「一一〇円」を「二三〇円」に、「四七〇円」を「五一〇円」に、「七一〇円」を「七九〇円」に、「三六〇円」を「三九〇円」に改める。

(鳥取県立生涯学習センターの設置及び管理に関する条例の一部改正)

第二十四条 鳥取県立生涯学習センターの設置及び管理に関する条例（昭和五十四年十一月鳥取県条例第三十二号）の一部を次のように改める。

別表の一の表中「二、二六〇円」を「二、八三〇円」に、「九〇〇円」を「一、〇一〇円」に、「二二一〇円」を「二八〇円」に、「一六〇円」を「二〇〇円」に、「一、二三〇円」を「一、三一〇円」に改める。

(鳥取県営社会体育施設の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第二十五条 鳥取県営社会体育施設の設置及び管理に関する条例（昭和三十九年三月鳥取県条例第二十四号）の一部を次のように改正する。

別表第一の一中「一、四一〇円」を「一、五五〇円」に、「三三六〇円」を「四〇〇円」に、「四〇〇円」を「四四〇円」に、「六〇円」を「七〇円」に、「五九〇円」を「六五〇円」に、「一四〇円」を「一五〇円」に、「一、一八〇円」を「一、三〇〇円」に改め、同表の二中「九四〇円」を「一、〇一〇円」に、「一、一八〇円」を「一、二七〇円」に、「一、五三〇円」を「一、六五〇円」に改める。

別表第二の一中「二二二〇円」を「二三〇円」に、「八〇円」を「九〇円」に、「二三三〇円」を「二五〇円」に、「二、五〇円」を「二、六〇円」に、「一五〇円」を「一六〇円」に、

円	「	一人につき	五三〇円	を	「	一人につき	五六〇円
つき	一	人一時間につき	二三〇円		一	人一時間につき	一四〇円

円	「	三七〇円	を	三九〇円	に	九〇円	を	一〇〇円	に	六六〇円	を	七〇〇円
〇円	一	人一時間につき	一七〇円		一	人一時間につき	一八〇円		一	人一時間につき	四五〇円	

〇円	「	一八〇円	を	二一八〇円	に	一八〇円	を	二一八〇円	に	一八〇円	を	二一八〇円
〇円	一	人一時間につき	七〇円		一	人一時間につき	七〇円		一	人一時間につき	七〇円	

「一、三一〇円」を「一、四〇〇円」に改め、同表の一中「二、九六〇円」を

〇円	「	三一〇円	を	三一〇円	に	三一〇円	を	三一〇円	に	三一〇円	を	三一〇円
〇円	一	人一時間につき	八〇円		一	人一時間につき	八〇円		一	人一時間につき	八〇円	

〇円	「	三一〇円	を	三一〇円	に	三一〇円	を	三一〇円	に	三一〇円	を	三一〇円
〇円	一	人一時間につき	七〇円		一	人一時間につき	七〇円		一	人一時間につき	七〇円	

〇円	「	三一〇円	を	三一〇円	に	三一〇円	を	三一〇円	に	三一〇円	を	三一〇円
〇円	一	人一時間につき	六〇円		一	人一時間につき	六〇円		一	人一時間につき	六〇円	

〇円	「	三一〇円	を	三一〇円	に	三一〇円	を	三一〇円	に	三一〇円	を	三一〇円
〇円	一	人一時間につき	五〇円		一	人一時間につき	五〇円		一	人一時間につき	五〇円	

〇円	「	三一〇円	を	三一〇円	に	三一〇円	を	三一〇円	に	三一〇円	を	三一〇円
〇円	一	人一時間につき	四〇円		一	人一時間につき	四〇円		一	人一時間につき	四〇円	

〇円	「	三一〇円	を	三一〇円	に	三一〇円	を	三一〇円	に	三一〇円	を	三一〇円
〇円	一	人一時間につき	三〇円		一	人一時間につき	三〇円		一	人一時間につき	三〇円	

〇円	「	三一〇円	を	三一〇円	に	三一〇円	を	三一〇円	に	三一〇円	を	三一〇円
〇円	一	人一時間につき	二〇円		一	人一時間につき	二〇円		一	人一時間につき	二〇円	

「二、二六〇円」に改める。

(鳥取県立倉吉体育文化会館の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第二十六条 鳥取県立倉吉体育文化会館の設置及び管理に関する条例（昭和五十六年三月鳥取県条例第八号）の一部を次のように改正する。

別表の一中「六八〇円」を「七五〇円」に、「二、〇六〇円」を「二、二七〇円」に、「三四〇円」、「一、〇三〇円」を「三四〇円」、「一、一三〇円」に、「二、三八〇円」を「二、五〇円」に、「六九〇円」を「七六〇円」に、「九、一三〇円」を

「一、五二〇円」に、「三、二九〇円」を「三、六〇円」に、「九、一三〇円」を

「一〇、一五〇円」に、「二六、一〇〇円」を「二七、七一〇円」に、「二三、八六〇円」を「二五、二五〇円」に、「三三、八一〇円」を「二六、一九〇円」に、「四〇、七五〇円」を「四四、八三〇円」に、「三五、四一〇円」を「三八、九五〇円」に、

「六一、五九〇円」を「六七、七五〇円」に、「六〇円」を「七〇円」に、「一、八八〇円」を「二、三六〇円」に、「二、三六〇円」を「二、九五〇円」に、「二、四五〇円」を「三、〇七〇円」に、「二、〇七〇円」を「三、八四〇円」に、「三、七七〇円」を「四、七一〇円」に、「四、七一〇円」を「五、九〇〇円」に、「四、九〇〇円」を

「六、二三〇円」に、「六、一三〇円」を「七、六六〇円」に、「六六〇円」を「八二〇円」に、「八一〇円」を「一、〇三〇円」に、「八五〇円」を「一、〇七〇円」に、

「一、〇七〇円」を「一、三四〇円」に、「一、三一〇円」を「一、六五〇円」に、「一、六五〇円」を「一、〇六〇円」に、「一、七一〇円」を「一、一四〇円」に、

「一、一四〇円」を「一、六八〇円」に、「三八〇円」を「四八〇円」に、「四七〇円」を「六〇〇円」に、「四九〇円」を「六一〇円」に、「六一〇円」を「七七〇円」に、「七六〇円」を「九五〇円」に、「九六〇円」を「一、一八〇円」に、「九九〇円」を「一、二四〇円」に、「一、一四〇円」を「一、五五〇円」に、「二、二七〇円」を「三四〇円」を「三四〇円」、「一、〇三〇円」に、「三五〇円」を「四四〇円」に、「五六〇円」に、「五四〇円」を「六八〇円」に、「六七〇円」を「八五〇円」に、「七〇〇円」を「八九〇円」に、「八八〇円」を「一、一一〇円」に改め、同表の三中「七〇〇円」を「七五〇円」に、「九四〇円」を「一、〇一

〇円」に、「一、一八〇円」を「一、二七〇円」に改める。

(鳥取県自動車等運転適性検査手数料徴収条例の一部改正)

第二十七条 鳥取県自動車等運転適性検査手数料徴収条例（昭和四十五年三月鳥取県条例第十四号）の一部を次のように改正する。

別表中「五一〇円」を「五六〇円」に、「四〇〇円」を「四四〇円」に、「五一〇円」を「五七〇円」に改める。

#### 附 則

#### (施行期日)

1 この条例は、平成八年四月一日から施行する。ただし、第十六条中第十七条の改正規定及び次項の規定は公布の日から起算して二十日を経過した日から、第二十条の規定は同年五月一日から施行する。

(鳥取県漁港管理条例の一部改正に伴う経過措置)

2 第十六条中第十七条の改正規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。